

グー保証 保証書

保証整理No. _____

故障でお困りの際はこちらに

修理に関する
お問い合わせ

お客様	氏名	ジャンプ 太郎		
	TEL	0123-456-789		
	住所	〒374-0044 埼玉県三郷市		
担当工場	工場名	グー保証サポートデスクにお問合せください。		
	TEL	当社手配以外の工場の場合		
	住所	規定修理費用から 差額負担・お立替でのお支払いが発生する場合があります。		
車両	登録番号	春日部012の0000	車名	ニッサン セレナ
	保証期間	令和 6年 6月 5日 ~ 令和 7年 6月 4日		
	特記事項	グー保証国産車1年		
	備考			

保証書と一緒に、※別紙1 特別規約（お客様への開示約款）と※別紙2 保証対象項目を必ずお受け取りください。

不具合発生

お車に不具合を感じたら・・・

ご連絡

①不具合が生じた際は、お車を購入された販売店もしくはグー保証サポートデスクへご連絡ください。
<グー保証サポートデスク>
0120-220-535 または 03-6635-6192
※グー保証サポートデスクは 24 時間 365 日対応（17 時 30 分以降は、レスキューサービスのみ）

入庫

②お名前・登録番号・不具合の内容や自走可能かどうかなどをお伝えください。

保証審査

指定のグー保証修理工場へ、お客様にてお車をご入庫いただけます。
※修理期間中の代車サービスは、グー保証の対象外となります。
※指定のグー保証修理工場で修理を行わなかった場合は基準の工賃や部品との差額分をご負担頂く場合があります。
自走が不可能な場合、レッカー搬送により指定のグー保証修理工場までお運びします。
※ご自身でレッカー搬送を手配された場合の費用は、お客様負担となります。

修理の開始

入庫いただいたお車の不具合を確認し、原因の特定、お見積りの作成を行います。
作成したお見積りをもとに、グー保証対象項目に該当するか審査を行います。

ご納車

審査の結果、保証対象の範囲内の場合、お預かりしたお車をグー保証修理工場にて修理いたします。

お車の修理が完了しましたら、ご納車の日程をグー保証修理工場とお打ち合わせください。
完了後、ご入庫されたグー保証修理工場にて、お車をお引き取りください。

故障で自力走行不能な場合、現場から50kmまで無料搬送します。24時間365日対応します。

■レスキューサービス 24時間いつでもどこでも、コールセンターがお客様をフルサポートします。



レッカー
牽引



ガス欠時
燃料補給



パンク時
スパアタイヤ交換



バッテリー
ジャンピング



キー閉じこみ



タイヤ落輪



遠方トラブル
サービス

※詳細は、ロードサービス連絡時にお問い合わせください。

販売店

【グー保証事務局】
【グー保証サポートデスク】



ニッポンメンテナンスシステム株式会社
東京都中央区八丁堀3-25-7

車両の購入者(以下、「甲」という。)及び甲が車両を購入した販売会社(以下、「乙」という。)並びに乙から業務を受託するグー保証事務局(以下、「丙」という。))は、乙が甲に提供する中古車保証制度(以下、「本保証」という。))について、次の事項について確認します。

第1章 本保証の内容

第1条 (保証要件)

甲は、本保証の適用対象である車両に不具合が発生した場合において、かかる不具合が、契約内容に応じて、保証書に記載の保証対象項目にある部品を主な原因として生じたときには、修理の受付が第3条に定める保証期間内になされた場合に限り、乙及び丙に当該不具合の修理を求めることができます。但し、グー保証申込書の記載に虚偽があった場合及び車両の引渡し段階において既に生じ、又は認知されていた不具合に関しては、保証の適用範囲に該当する不具合であっても、丙は本保証の適用による責任を一切負わないものとします。

第2条 (保証上限)

- 保証期間内における累積での保証適用上限金額は、輸入車の場合は100万円(消費税を含みます。)までとし、国産車の場合は当該車両の本体価格(但し、車両の本体価格(消費税を含む。))が50万円に満たない場合は50万円(消費税を含む。))を上限とします。
- 本保証に基づく修理費の累積が保証適用上限金額を超過した場合には、当該超過部分の修理費は甲の負担とします。

第3条 (保証期間)

- 保証期間は、甲へ使用者変更した自動車検査証(以下、「車検証」といいます。)上の登録年月日(変更登録日)を始期日とし、契約内容に応じた年数が経過する前日をもって終了します。
例) 1年間プランの場合において、車検証に記載の登録年月日が2021年7月1日の場合、保証期間は2022年6月30日まで。
- 車検証の使用者名義が法人名義の車両(法人の事業の用に供する車両を除く)、または自家用貨物車、日常・レジャー用途の8ナンバー車に限り、保証期間は、下記①又は②のいずれか早い方の日をもって終了します。
① 所定走行距離(前項の契約期間が1年の場合は1万5000km、2年の場合は3万km、3年の場合は4万5000kmとする。但し、本保証加入時までの走行距離は考慮しない)に達した日
② 前項に定める期間の満了日

第4条 (保証契約の解除・免責)

- 甲が下記各号のいずれかに該当する場合は、乙は本保証に関する契約を即座に解除することができるほか、丙は本保証による責任を一切負わないものとします。またいかなる事由であっても本保証の返戻金はございません。
- 甲が本保証の本旨に反する利用をしたと丙が認めたととき。
 - 本保証加入後に、車検証の「自家用・事業用の別」が事業用へ変更された場合。
 - 本保証加入後に、甲が営業・業務・事業等の遂行の目的で、車両を運行した場合。
 - 本保証加入の前後を問わず、甲が乙の従業員と役員、あるいは代表者、若しくは代表者と2親等以内の親族関係にあった場合。
 - 本保証加入後に、本保証の適用対象である車両が第10条に定める改造車両となった場合。
 - 本保証の適用対象である車両の購入者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他の反社会的勢力又はその所属員であり、又は過去にそのような者であった場合。
 - 本保証の適用対象である車両を譲渡した場合。
 - その他、本規約に違反する事実があった場合。

第5条 (保証書記載事項の変更の届出)

甲が、その住所や連絡先その他の保証書に記載された事項を変更した場合には、遅滞なく、その旨を丙に届け出ることとします。

第6条 (本保証適用除外事由)

- 修理が、本保証の適用対象である車両のメーカーの保証等、他の保証の対象となる場合には、本保証の適用はないものとします。
- 次の各号のいずれかに該当する現象、又は不具合が次の各号のいずれかに起因する場合には、本保証の適用はないものとします。
 - 外観上の現象
 - 機能上、又は走行に影響しない現象(保安基準上問題の無い異音、振動、オイル滲み漏れ、臭い等)
 - 経時変化により発生する現象(塗装面、メッキ面、内装部品、樹脂部品の自然退色、劣化、腐食、錆、レンズ類の黄ばみ、曇り、車高の変化や傾き等)
 - 運転の仕方に起因する現象又は故障が否かの判断基準に乏しい現象
 - 工場入庫時に不具合の確認が取れない現象
 - 過失によって放置したことにより拡大した不具合
 - 法令に違反する方法による車両使用時の不具合
 - 外国で使用された車両に生じた不具合
 - 改造部品が取り付けられていた場合における当該改造部品の不具合
 - 乙より車両を引き渡された時点において、既に発生していた不具合
 - 日常点検整備(高速走行時前点検を含みます。)、又は法令で定められた定期点検整備記録簿に記載されている定期点検整備を実施しなかったことにより発生した不具合
 - 別紙「保証対象部品一覧表」に記載のない部品を主原因とする不具合
 - 車両のメーカーが製造時に当該車両へ取り付けた部品以外の部品を主原因とする不具合
 - コンプリートカー、ディーラー特別装備車両等の変更部品を主原因とする不具合
 - 改造部品、及びその改造部品が関わる機構一切に起因する不具合
 - 本保証加入時から走行距離が500km未満で発生したエンジンまたはミッション本体の交換またはオーバーホールを必要とする不具合
 - 交換作業を伴わない調整作業(エーミング、アライメント等)
 - デュアルクラッチ式トランスミッションの不具合
 - ディーゼルエンジン向けSCRシステム(アドブルー等)に起因する不具合
 - オイル消費
- 次の各号にいずれかに起因する不具合については、本保証の適用はないものとします。
 - メーカーが指定する定期交換部品の指定通り交換の未実施
 - 車両のメーカーの指定した部品・油脂類等以外の部品・油脂類等の使用(取り付けも含みます。)
 - 点検整備、修理作業、点検作業又は整備作業中の不備又は誤り

- 車高変更、エンジンチューンナップ等の改造
- 乗車定員、積載量、法定速度、その他法令で定められた事項を守らなかったこと
- 地震、台風、水害、火災、暴動、戦争等の災害
- 煤煙、薬品、鳥糞、飛び石、酸性雨、塩害等の外的要因
- 衝突や接触、落下物による損傷又は事故
- 業務の用、又は、自動車競技のために車両を使用したこと
- 悪路(林道、未舗装の道路等)にて車両を常用したこと
- いたずら、盗難、冠水等
- 使用者の故意、又は過失によるもの

第2章 修理の実施

第7条 (保証実施手順)

- 甲が本保証の適用により車両の不具合の修理を求めるためには、次の各号をいずれも満たさなければなりません。
 - 甲が丙に連絡をし、修理について事前の承認を得ること
 - 丙の指定する整備・修理工場に車両を引き渡すこと
- 甲が、前項の規定に違反して、修理の発注や部品の手配、整備工場への指示等を行った場合には、本保証の適用はないものとし、丙は修理に要した一切の費用及び甲に生じた一切の損失(車両を使用できないことによる不利益も含みます。)を負担しないものとします。

第8条 (身分証の提示)

- 丙は、甲から本保証の適用により車両の修理を求められたときは、必要に応じて、甲に対し、甲の身分証明書及び車両の車検証並びに点検整備記録簿の提示を要求することができるものとします。
- 甲が前項の規定による提示を拒んだときは、丙は、車両の整備・修理を拒むことができるものとします。

第9条 (交換対象部品等)

- 本保証の適用により車両を修理する場合において、油脂類、部品等の交換が必要になったとき、甲は部品・油脂類等のグレード、種類、製造会社等を指定することはできないものとします。また、甲が交換に必要な部品を自ら提供した場合であっても、乙及び丙は、当該部品の代金を甲に支払うことを要しません。
- 乙及び丙は、本保証の適用により車両を修理する場合において、部品交換を行うときには、二次使用を目的として流通されるリサイクル(中古)部品の使用ができるものとします。

第10条 (改造車両)

- 甲は、改造車両の保証申込みはできないものとします。
- 前項に定める改造車両とは以下に定める車両をいうものとします。
 - エンジンの出力アップを目的とした改造(ブーストアップ、ターボチャージャーの後付等)が施された車両
 - ハイドロリクスサスペンション・ハイルーフ・ボディーリフトアップ・シフト変更・エンジンボアアップ等の加工、又は加工歴が確認された車両
 - 違法な改造が施された車両
 - 車検証上の型式欄に「改」表記、備考欄に構造変更歴がある車両(日常・レジャー用途のキャンピングカーを除く)

第11条 (保証適用の判断基準・範囲)

- 保証適用の判定には、当該不具合を発生させている主原因の部品が、契約内容に応じた別紙「保証対象部品一覧表」記載の部品が否かを基に判断するものとします。
- 保証適用の基準は「保証対象部品一覧表」記載の部品が主原因で外的、人的要因がなく自然発生した故障(要求された機能達成能力を失う)が否かを基準とします。
- 不具合が発生した部品が複数であり、かつ、当該不具合が一連のものとして判断される場合、主原因の部品が別紙「保証対象部品一覧表」に記載されている部品でないときには、本保証の適用はないものとします。
- 保証書が発行されるより前に対象車両に生じた不具合に起因する故障について、丙は、本保証に基づき保証修理を行う責任を負わないものとします。
- 保証の適用範囲は、不具合が発生している主原因部品の部品費用及び交換に要する交換工賃、一部油脂類のみとします。
- 修理期間中、車両を使用できないことによる損失や代替交通機関の費用または休業補償などの費用は保証適用の範囲に含まれません。
- 修理時の車両引取り費用、納車費用、代車費用は保証適用の範囲に含まれません。
- 修理に付随する調整作業はチェックランプの点灯、または基準値を外れているか否かを基に判断します。

第3章 雑則

第12条 (個人情報)

- 甲は乙が、氏名、性別、生年月日、年齢、職業、メールアドレス、住所、電話番号・その他の車両に関する情報、その他本保証書の表面に記載され、又は本保証契約の交渉若しくは履行の過程において知り得た甲に関する個人情報(以下「個人情報」といいます。))を次の各号の目的に利用することに同意します。
 - 本保証にかかる各種案内(保証期間の満了・更新)の提供
 - 本保証契約の契約内容、契約者情報の記録、管理、保存
 - 車両の点検・整備修理に関する業務及びこれらに付随する業務(車両状態の確認連絡の遂行)
 - 車両の点検・整備修理に関する各種案内の提供
 - 甲との契約又は法令に基づく権利の行使や義務の履行
 - サービス向上を目的としたアンケート調査の実施
 - サービス向上を目的としたデータの集計とその結果の分析
- 甲は、次の各号に定める場合において、乙が個人情報を丙及び第三者に提供することに同意します。
 - 甲の同意がある場合(ウェブでの同意も含みます。)
 - 統計的なデータ等、甲を識別できない状態に加工して利用する場合
 - 法令に基づき開示、提供を求められた場合
 - 甲の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合であって、甲の同意を得ることが困難である場合
 - 国又は地方公共団体等が公的な事務を実施する上で、協力する必要がある場合であって、甲の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

第13条 (管轄)

本保証に関し、紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

